

議案第58号

東郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

東郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月28日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、印鑑登録証明書のオンライン申請を拡大するため必要があるからである。

東郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

東郷町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年東郷町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 4 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした者の住所に印鑑登録証明書を郵送することにより交付するものとする。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

町LINE公式アカウントによる印鑑登録証明書（以下「証明書」という。）のオンライン申請を開始するに当たり、所要の規定を整備する必要があるからである。

2 改正内容

電子情報処理組織を使用して証明書の交付申請があった場合は、当該証明書を郵送により交付することとする。 （第10条関係）

3 施行期日

令和5年1月1日から施行すること。